

社会福祉法人愛抱会

役員等の費用弁償に関する規則

平成28年 4月 1日 改正

平成29年 5月30日 改正

令和 元年 9月26日 改正

第1条 役員及び評議員が次の各号のいずれかに該当する時は、その費用を弁償し、または手当を支給するものとする。

- 1 理事会又は評議員会の招集に応じたとき
- 2 監事が業務の執行及び財産の状況を監査するため旅行したとき
- 3 役員が会務のため旅行したとき

第2条 役員及び評議員が前条の各号に要した費用の弁償額及び手当は別表による範囲内において行う。

第3条 施設長を兼務する役員が当該施設の職務執行上に要する費用は社会福祉法人愛抱会旅費規程（以下「旅費規程」）による。

第4条 その他の事項については旅費規程を準用する。

第5条 常勤を伴う理事長並びに理事には理事手当を出すことが出来る。
月額、理事長3万円、月額、理事1万円とする。

この規則は平成17年10月7日より実施する。

別表

区 分	日 当	宿 泊 料	摘 要
理事長手当（常勤）	月額30,000円	10,000円	
理事手当（常勤）	月額10,000円	10,000円	
監事手当	日額10,000円	10,000円	
理事費用弁償（非常勤）	5,000円	10,000円	
評議員会出席費用弁償	5,000円	10,000円	

社会福祉法人愛抱会

役員・評議員・第三者委員名簿

常勤理事	石井貞人・山崎章夫・松田千秋 石井藍子・佐曾利須美子
非常勤理事	土金隆雄
監事	横山政春・諫山敦
評議員	庄子淳子・滝上久美子・大野圭一 石原みどり・佐々木ひろ子 石川幸司・八代善彦
第三者委員	庄野紀美子・島田吉子